

最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部留保こそ増大しているものの、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けている。また、“雇用の流動化”が押し進められ、非正規労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキング・プアに陥っている。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立も出産もできない人が増え、少子高齢化がますます進行し、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害するという“貧困の連鎖”も社会問題化している。

こうした状況を改善し労働者が人たるに値する生活を営むためには賃金の大幅な上昇が必要であり、そのためには最低賃金の大幅な引き上げが不可欠である。

- 2 昨年、中央最低賃金審議会は、全国加重平均25円の引上げ（全国加重平均823円）を答申し、岩手県最低賃金審議会は21円の引上げ（716円）の答申を行った。

最低賃金は、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する（最低賃金法1条）ことを目的とし、労働者の生活保障を担うものであるにもかかわらず、岩手県における最低賃金である時給716円はもとより最高額の東京都の時給932円であってもその年収は約196万8000円にすぎず、現実には生活の安定を図ることなどできないものといわなければならない。

先進諸外国との比較においても、例えば、フランス、イギリス及びドイツでは、いずれも時給換算1000円を超える最低賃金が設定されており、我が国の最低賃金の低さは際立っている。

政府は、昨年、最低賃金を年3%引き上げ全国加重平均1000円、地域別最低賃金800円以上を目指すとしたが、予定通り引き上げたとしても到達までに7年以上を要することになる。

したがって、労働者の生活の安定を図り人たるに値する生活を実現するためには、早急に政府目標である全国加重平均1000円を実現する必要がある。

- 3 また、最低賃金の地域間格差の拡大も看過できない。

最低賃金の都道府県格差は、2006年の時点で最大で109円であっ

たのに対し、昨年2016年は最大218円にまで達しており、この10年間で2倍にまで拡大している。

中央最低賃審議会において最も低いDランクに位置付けられている岩手県においても、最も高い最低賃金との格差は拡大し続けており、昨年は216円もの差が生じている。県外への人口流出に伴う地域経済への悪影響を食い止めるためにも、地域間格差の縮小は喫緊の課題である。

4 厚生労働省の「毎月勤労統計調査」（事業所規模5人以上の中小企業を含む）統計によると、パート労働者の平均時給は1000円を超え、2017年度I期には1103円にまで上昇している。非正規労働者の平均賃金がかかる水準にある現状では、最低賃金を1000円以上に設定することも十分に可能であり、中小企業の経営を考慮して最低賃金を低い水準のとどめておく根拠は乏しいといわなければならない。最低賃金の大幅引上げによる経営者の負担への対応が必要である場合には、政府においてかかる負担の緩和措置を具体的に講じるべきである。

5 憲法は、すべて国民は「法の下に平等」（第14条1項）であり「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（第25条1項）とし、労働基準法は「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としている（第1条）。そして最低賃金法は「労働者の生活の安定の確保」に資することを目的とするとともに（1条）、最低賃金は生活保護を下回ってはならないとしている（9条）。かかる憲法、労働基準法、及び最低賃金法の規定並びにこれらの趣旨に照らしても、早急に最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差の解消が実現されなければならない。

したがって、岩手県最低賃金審議会は、大幅な最低賃金の引上げ（少なくとも本年の段階では800円以上）を内容とする答申を行うべきである。

平成29年8月4日

岩手弁護士会

会長 東海林利哉